

議案第26号

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による博物館法の改正に伴い、葛飾区郷土と天文の博物館運営協議会の委員の任命の基準を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例（平成3年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(運営協議会の組織)

第18条 博物館法第22条の規定により条例で定める運営協議会の委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

2 運営協議会は、委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。